

令和6年

## 第5回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和6年5月24日 午後1時30分から

場 所 大磯町国府支所 2階 第1・2会議室

### 1 出席委員

1番	安池雅美	9番	鈴木洋有
2番	青木貞治	10番	吉川正
		11番	添田政夫
5番	古正輝子	12番	加藤正和
6番	平原則子	13番	柳田孝
7番	竹内欣也	15番	欠員
8番	石井雅浩	16番	戸塚昭雄

### 2 欠席委員

3番 二宮賢一

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

### 5 出席事務局員

事務局長 木村公哉  
書記 久保田徳人

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
について

議案第15号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和6年第5回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、3番二宮賢一委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、8番石井雅浩委員と9番鈴木洋有委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

#### 《議事日程の報告》

書記 なお、議案第13号1番につきましては、開発行為の許可が出なかったため、今回の審議は保留扱いとなります。また、来月の締め切りまでに許可が出なかった場合は、添付書類の有効期限が過ぎてしまいますので取り下げ扱いとなります。

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

#### 《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《議案第13号2番を朗読》

書記 議案第13号2番につきましては、事業計画変更申請についてです。

令和5年12月22日付けで許可された大磯運動公園と国府本郷1号線（通称マリア道）の間の農地造成に伴う一時転用許可について、排水処理対策における暗渠管の配管と集水柵の位置及び法面の形状を変更するものです。

変更点は、当初計画にあった二股の配管の廃止、暗渠管の集水柵を造成中の法面から申請中の農地へ移動、造成中の法面と申請中の法面の接続形状の変更となっております。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、事業計画変更に伴う申請とのことです。

それでは、議案第13号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第13号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第13号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、議案第14号1番から3番は借り手が同一なので一括で審議を行います。

書記 議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は議案書3ページの再設定4件で、場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

大磯町長より令和6年5月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番から3番について説明します。

事務局 《議案第14号1番から3番を朗読》

書記 議案第14号1番から3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑4筆です。借り手は、認定新規就農者で、借り手が継続して農地を借りることで地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、5月15日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第14号1番から3番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第14号1番から3番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地は効率的に耕作されており、若い借り手が継続して借りることで、地域

の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、地域の農地振興が図られるとのことです。

議長 では、議案第14号1番から3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第14号1番から3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第14号1番から3番は原案とおりに決定いたしました。では、次に4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第14号4番を朗読》

書記 議案第14号4番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑1筆です。借り手が継続して農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、5月15日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第14号4番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第14号4番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を借り手が継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第14号4番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第14号4番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員（多数）により、議案第14号4番は原案とおりに決定いたしました。以上で議案第14号のすべての審議が終了しました。なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に議案第15号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第15号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書4ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

《議案第15号1番を朗読》

書記 本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。なお、当該農地について、高麗地区担当の青木委員及び事務局で5月15日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした高麗地区担当の青木委員から説明をお願いいたします。

2番委員（青木） 2番青木です。議案第15号1番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。当該農地は、市街化区域の露地畑6筆ですが、すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第15号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第15号1番について、原案とおりに決定しました。  
なお、本議案の決定事項は平塚税務署に報告します。

議長 次に報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願ひ」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。  
なお、4月19日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行いました  
が耕作状況が良くなかったため、農地所有者に指導を行い、4月30日に農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員（石井） 8番の石井です。報告第1号1番の農地について、4月19日に私と事務局で現地確認を行いました。  
当初、耕作状況が悪く、所有者に対して指導を行い、4月30日に何とか承認できるレベルでした。納税猶予で相続税の免除を受ける農家は、最後までしっかりと農地管理をしてほしいと思います。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の6ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書7ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第5回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時3分)